

自転車指導啓発重点地区・路線（銚子警察署）

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 通行区分を守らない
- 交差点で一時停止をしない



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 自転車は、車道通行が原則！

自転車は原則として車道通行です。ただし例外もあるので、歩道や路側帯を通行する時は、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。

2 歩道は、歩行者優先！

自転車が走行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止しましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止の標識や停止線のある場所や見通しの悪い交差点では必

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



自転車事故発生状況（R3～R7）

区分	銚子警察署管内	
	重点地区	重点地区以外
発生件数	56	5

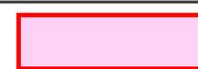
(件)

【重点地区】 銚子駅前地区

➢ 選定理由

JR銚子駅前エリアであり、通勤・通学・買物等の自転車利用者が多数通行しているため。

重点地区



地図調整

c 株式会社パスコ
c ジオテクノロジーズ株式会社